

秋田県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 秋田県外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付目的)

第2条 この補助金は、外国人介護人材を受入れる介護施設等（以下「外国人介護人材受入れ施設等」という。）において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるよう環境を整備することを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金は、次項に定める取組を実施する、秋田県内で介護サービス事業所を運営する者（以下「補助事業者」という。）を対象とする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 国税及び地方税に滞納がある者。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係である者。

2 補助金は、次の各号に定める取組（以下「補助事業」という。）を対象とする。

- (1) 外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組
 - ア 介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成・翻訳
 - イ 多言語翻訳機の導入
 - ウ 日本語講師による教育等、外国人介護職員の日本語学習の支援
 - エ 外国人介護人材受入れ施設等に勤務する職員の異文化理解に向けた教育・研修（受講又は実施）
 - オ その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に資する取組
- (2) 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組
 - ア 外国人介護職員を対象に資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育
 - イ その他外国人介護職員の介護福祉士資格取得に資する取組
- (3) 外国人介護職員の生活支援に必要な取組
 - ア 孤立防止やホームシック等のメンタルヘルスケア
 - イ 地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等
 - ウ その他外国人介護職員の生活支援に資する取組

3 補助金は、補助事業の実施に必要な、次に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）を交付対象とする。

謝金、旅費、宿泊費、受講料、教材費、委託費、使用料、物品購入費、リース料（申請

する当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）の費用に限る。）

- 4 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとし、指令前着手となった事業において、交付決定前に事業が完了した場合にあっては、交付決定日を事業完了日とする。

(交付額)

第4条 この補助金の交付額は、補助事業者ごと（1事業所当たり）に、補助対象経費の実支出額の合算額に3分の2を乗じて得た額と、20万円とを比較していずれか少ない方の額とする。（千円未満に端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額とする。）

(申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を知事に提出して行うものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（補助事業費の20%以内の軽微な変更を除く。）をする場合は、別紙様式2により申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別紙様式3により申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。
- (7) 補助金と補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式4により速やかに知事に報告

しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させことがある。

(9) 当該補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の国庫補助金等の交付を受けてはならない。

(10) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準ずることを推奨するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第5条に定める申請手続に従って行うものとする。

(交付決定通知)

第8条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別紙様式5（別紙1）による補助金等交付決定通知書とし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、別紙様式5（別紙2）による補助金等交付決定変更書とする。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して30日以内（第6条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日以内）又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、別紙様式6による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、財務規則第256条の規定により、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助事業者にその旨を通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に交付するものとする。補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条による額の確定通知等があったのち、速やかに請求書を知事に提出しなければならない。

(報告等)

第12条 知事は、必要に応じて補助事業者に対し、補助事業の遂行状況等の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 秋田県外国人介護人材受入環境整備事業補助金交付要綱（令和2年7月15日制定）は廃止する。なお、廃止前の要綱により交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。